

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

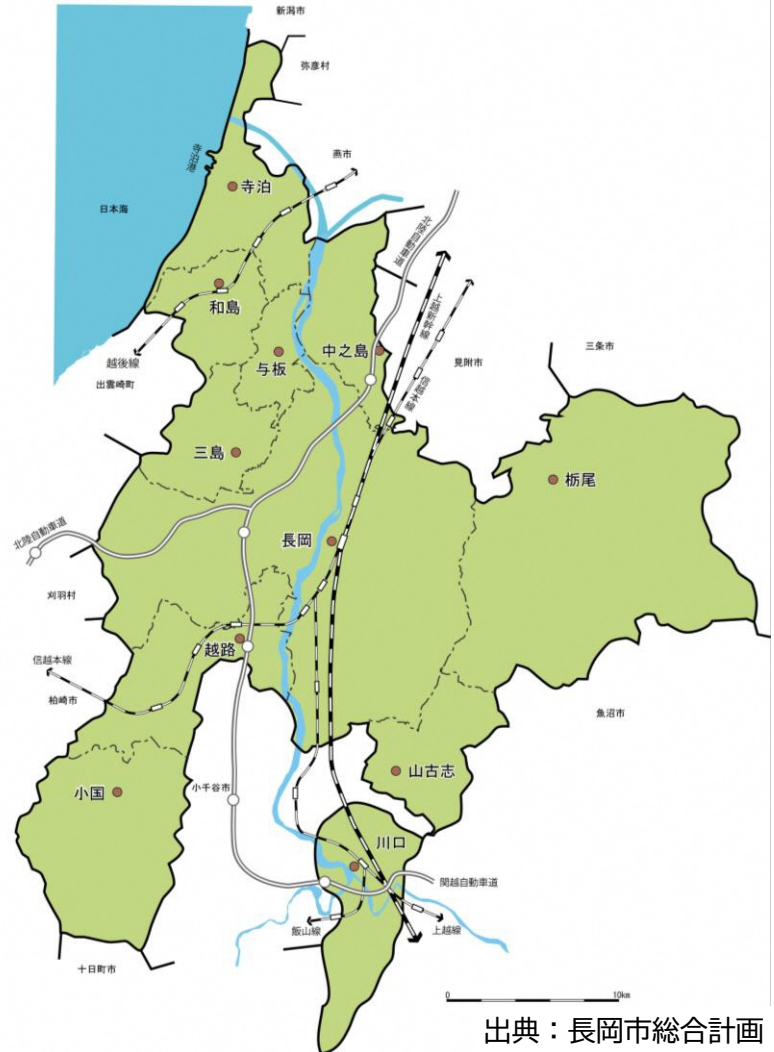
I 現状

【位置・地勢】

- ・長岡市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、行政面積は891.05 k㎡、うち可住地面積は約5割となっている。市の中央部を、日本一の長さと流量を誇る信濃川が縦断し、その両岸に肥沃な沖積平野が広がり、東西には、東山連峰と西山丘陵が連なっている。また、日本海に面する寺泊地域には南北に約16 kmの海岸線がある。
- ・高速交通網としては、上越新幹線と関越・北陸自動車道が整備されており、首都圏や北陸・東北方面と本市とを結んでいる。市内には、複数のインターチェンジが設置されており、一般国道や県道などと結ばれ、市内各地域に多種多様な産業が集積している。

【気候】

- ・夏は高温多湿、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪があるという、日本海側特有の傾向がみられる。
- ・また、降水量は梅雨期と秋から冬にかけての期間に多く、年間降水量の約50%は冬期に降り、その大部分は降雪によるものとなっている。
- ・なお、平野部や海岸、山沿いといった本市の地勢の違いにより、降雪量には地域差がみられ、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域などの山間部は県内でも有数の豪雪地帯であるが、和島地域、寺泊地域などの平野部や海岸部では比較的降雪が少ない傾向となっている。



出典：長岡市総合計画

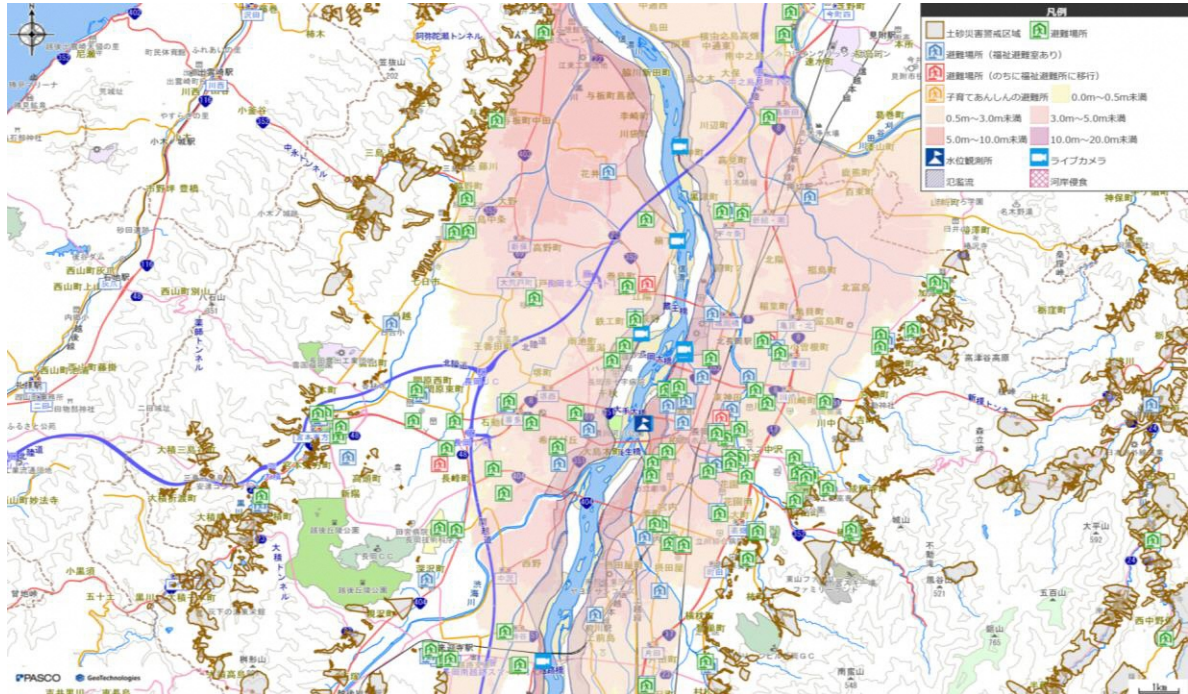
(1) 地域の災害等リスク

①風水害による災害リスク

- ・当市では、平成16年7月新潟・福島豪雨(7・13水害)では、刈谷田川ダム観測所で1時間51ミリの雨を観測。刈谷田川と猿橋川が決壊し、大量の土砂を含む激しい濁流が地域をおそい、中之島地域と栃尾地域で4名の方が亡くなったほか、住宅の全半壊等480棟、床上床下浸水が2,878棟にのぼるなど、甚大な被害を受けた。
- ・当所が立地する長岡地域では、信濃川などの洪水ハザードマップが整備されており、洪水浸水深が5m超となる箇所、家屋倒壊等氾濫想定区域が点在している。

②土砂災害による災害リスク

- ・当市では、中之島地域を除く 10 地域でハザードマップが整備されている。
- ・当所が立地する長岡地域では、川東地区では東山連峰、川西地区では西山丘陵の各地区でハザードマップが整備されている。



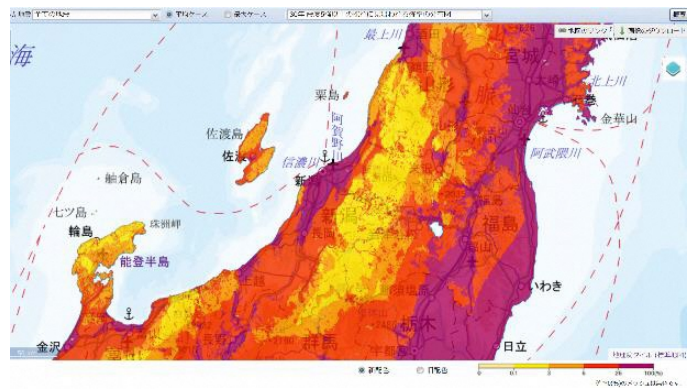
出典：ながおか便利地図

③雪害による災害リスク

- ・当市は、長岡地域、越路地域、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域が、新潟県特別豪雪地域に指定され、交通障害、雪崩、建築被害等への警戒が必要となっている。
- ・最近では、令和 4 年 12 月の豪雪により、市内広域において交通障害・立ち往生が発生。国道 8 号・17 号では、通行止めの解消までに 26 時間を要した。

④震災による災害リスク

- ・当市では、平成 16 年 10 月 23 日の新潟県中越大地震で M6.8・最大震度 7、平成 19 年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震で M6.8、最大震度 6 強を観測している。また、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震では、震度 6 弱を観測し 814 件（令和 6 年 12 月 17 日現在）の建物が被害を受けた。
- ・地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で発生する確率が 26%超となる地域が、市内に広く分布している。



出典：J-SHIS 地震ハザードステーション

⑤津波による災害リスク

- ・当市では、寺泊地域の海岸部において津波ハザードマップが整備され、海岸部の広い範囲で 5m 超の津波の発生が予想されている。
- ・海岸部では、地震発生後すぐの津波到達、道路損壊、避難場所の孤立等の被害が予想される。

⑥感染症による災害リスク

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。
- ・また、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある

⑦原子力による災害リスク

- ・本市は、栃尾地域を除く全市域が、柏崎刈羽原子力発電所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ）※」（発電所からおおむね5～30 km）の範囲内となっている。

※全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルの考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域。



出典：長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）

（2）商工業者の状況

- ・管内商工業者数 9,170 人
- ・管内小規模事業者数 6,707 人

（平成 28 年度経済センサス活動調査を基に集計）

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
農林漁業	28	26	山間部に中心に分布している
鉱業、採石業	7	5	
建設業	1,013	924	管内全域に広く分布している
製造業	949	772	工業団地を中心に分布している
電気・ガス・熱供給 ・水道業	10	4	管内全域に広く分布している
情報通信業	89	73	
運輸業・郵便業	183	108	
卸売業・小売業	2,707	1,669	
金融業・保険業	197	157	市街地に集中し分布している
不動産業	557	555	
専門・技術サービス業	418	305	
宿泊業、飲食サービス業	1,200	794	
生活関連サービス業	815	695	
教育、学習支援業	302	210	
医療、福祉	587	278	
複合サービス業	57	39	
サービス業	658	440	
小計	9,777	7,054	
(除外すべき業種)	607	347	
合計	9,170	6,707	

(3) これまでの主な取り組み

①「長岡市」の取り組み

- i) 長岡市地域防災計画の策定
- ii) 長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- iii) 長岡市国土強靱化地域計画の策定
- iv) 長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例を制定
- v) 各種ハザードマップ（洪水、津波、土砂災害、ため池）の策定
- vi) 市民向けパンフレット等（市民防災のしおり、原子力災害の屋内退避・避難の行動）の作成

②「長岡商工会議所」の取り組み

- i) 長岡商工会議所 BCP（事業継続計画）を策定
- ii) 事業者の災害対策及び事業継続計画等の策定に係る施策の周知や普及・啓発
- iii) 災害時における被害状況の把握及び「相談窓口」の設置
- iv) 日本商工会議所のビジネス総合保険（東京海上日動火災保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険）等への加入促進
- v) 新潟県火災共済共同組合と連携した火災共済等への加入促進
- vi) 「中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン」の作成・配布
- vii) 防災備蓄倉庫（救急箱、非常食、飲料水等）の設置

II 課題

①事業者の災害リスクに対する意識不足

- ・管内においては、事業継続計画（BCP）を策定している小規模事業者は少数にとどまっており、災害対策に対する意識は低い状況である。
- ・また、水害や地震等の災害に応じた損害保険や共済への未加入、特に休業時に利益補償する制度への未加入事業者が多く、リスクファイナンス対策の取り組みが遅れている。
- ・事業継続力強化に係る取り組みの重要性について、一刻も早く、意識啓発を進める必要がある。

②緊急時における連携体制の構築

- ・長岡市地域防災計画では、長岡市、新潟県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、公共団体等、防災上必要な施設の管理者が対応すべき業務や、災害対策における役割、住民一人ひとりの取るべき行動について記載されている。
- ・一方、商工業者が取るべき応急対策については、漠然的な記載にとどまり、具体的な協力体制や、その重要性についてのマニュアルが整備されていない。また、地域事業者の経済活動を守る商工会議所の役割が明確になっていない。
- ・災害発生時は、地方自治体は住民対応に注力せざるを得ず、事業所支援や産業復興については、商工会議所に中核的役割を担うことが求められる。こうした期待に応えるため、商工会議所自身が被災時でも一定の事業継続が可能な体制を日頃から整備しておくことが必要である。

③事業者への支援体制の構築

- ・事業者への支援を行っていくにあたり、当所では平時における災害リスク周知や災害対策、事業継続計画等の計画策定に向けた支援に必要な知識・情報が不足しており、職員間における情報共有についても充分とはいえない。
- ・加えて、損害保険・共済制度に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足している。
- ・緊急時における応急対策や復旧・復興対策については、「長岡商工会議所 BCP（事業継続計画）」を策定しているが、今後は外部連携を図りながら課題解決していくことが求められる。
- ・災害発生時等の緊急時においては、相談が集中することが予測されるため、必要に応じて他地域からの支援人員応援等の要請をするための体制構築が必要である。
- ・また、災害発生時には商工会議所は地域事業者の支援拠点となることから、商工会議所会館に対して地域の防災拠点としての役割への期待が高まっている。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・地区内の各事業所で感染症が発生した場合の対処方法を、各事業者にマニュアル化しておくよう指導する。
- ・感染症が海外発生期、国内感染者発生期、国内感染者拡大期のそれぞれのレベルに応じた対処方法を、地区内の各事業者にマニュアル化しておくよう指導する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・前項の目標達成に向け、当所と当市が連携し、市内小規模事業者の自然災害等への事前の備えや、事後のいち早い復旧等の事業継続力強化に向けた取り組みに対し、詳細な役割分担等を整理し、以下の支援を行う。
- ・支援の構成については、下記のフレームワークに分類し実施する。

【フレームワーク】

- I. 事前（平時）からの対策
- II. 自然災害等発災後の対策
- III. 発災時における指示命令系統・連絡体制
- IV. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援
- V. 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援
- VI. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力

I. 事前（平時）からの対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①巡回・窓口による個別指導

- ・当所職員による、事業者に対する巡回・窓口での相談時に当市の各種「ハザードマップ（洪水、津波、土砂災害等）」や国の「全国地震動予測地図」等を用いながら、事業所立地場所における自然災害等のリスクや、その影響を軽減するための取り組み、対策方法について周知・指導を行う。
- ・「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」策定の必要性、従業員の危機管理意識向上に向けた取り組み等の指導及び助言を行う。
- ・職員のみで対応できない高度な支援については、外部専門家と連携し、支援を実施する。

②セミナー・相談会を通じた普及啓発

- ・事業継続力強化の取り組みに関する有識者を講師としたセミナーや相談会を開催し、当地域における災害リスクの周知や、災害対策の取り組み事例、事業者 BCP・事業継続力強化計画の策定方法、行政（国、新潟県、長岡市）の施策紹介等の説明を行う。

③リーフレットの作成・配布による普及啓発

- ・これまで事業者に対し、防災・減災に関する意識を高めてもらうため、企業防災の考え方等を掲載した「中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「新型コロナウイルス対応基本マニュアル」を作成・配布してきたが、今後もBCPの必要性などを掲載したリーフレットを作成・配布し、事業者の防災意識向上を図っていく。

④各種媒体を活用した普及啓発

- ・当所の会報（年12回・15日発行）、ホームページ、メールマガジン、LINE等を通じて、事業継続力強化取り組みの必要性や、国、新潟県、長岡市が取り組む施策の紹介、損害保険の概要紹介等、幅広く周知を行う。

⑤緊急時における災害リスクへの注意喚起

- ・台風や大雪、豪雨等、事前に大規模な被害が想定される場合には、当所や当市のホームページをはじめ、当所のメーリングリストやLINE等を活用し、地域内の事業者に対し、防災・減災に向けた事前の注意喚起を行う。

(2)「長岡商工会議所BCP（事業継続計画）」の運用

- ・事業者への事業継続力強化支援や、緊急時における復旧・復興支援機能の維持を図るため、平成24年9月に策定した「長岡商工会議所BCP（事業継続計画）」を運用する。

(3) 関係団体等との連携

①平時における支援体制強化に向けた連携

- ・災害リスクや事業継続力強化の必要性等の周知に向けたセミナーにおける講師や、平時における個別指導等において、損害保険会社や中小企業診断士等の外部専門家と連携し、より濃密な支援を実施する。
- ・事業者の事業継続力強化に向けた設備投資等の資金調達支援については、地元金融機関や政府系金融機関と連携し支援を行う。

②災害発生時等の緊急時における支援機能維持のための連携

- ・災害発生時等の緊急時においては、事業者からの相談が集中するため、下記に記載の通り、必要に応じて他地域の商工会議所からの支援人員応援等の要請を行い、支援体制の強化を図る。
- ・事業者の復旧・復興のために必要な資金調達支援については、平時同様、地元金融機関や政府系金融機関と連携し支援を行う。

○長岡市のみが被災した場合

新潟県商工会議所連合会を通じて、県内他地域の商工会議所に支援人員応援の要請を行う。

○新潟県全体が被災した場合

日本商工会議所を通じて、県外他地域の商工会議所に支援人員応援の要請を行う。

(4) フォローアップ

①事業者に対するフォローアップ

- ・「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」の策定を行う（予定を含む）事業者を定期的に巡回し、計画策定の進捗状況や、事業者の身の丈にあった計画になっているか等の確認を行い、計画見直し等の指導・助言を行う。

②当該支援計画に対するフォローアップ

- ・定期的に当市と協議を行い、当該支援計画の状況確認や改善点の洗い出し等を行う。

(5) 当該支援計画に係る訓練の実施

- ・当所、当市、新潟県との間における連絡ルートの確認等を行うため、実際に自然災害が発生したと想定し、連絡等の訓練を実施する。

(6) 災害対策への取り組み状況等に関するヒアリング調査

- ・当所の経営指導員等が事業者から経営相談を行う際に、事業継続力強化に向けた取り組み状況や支援ニーズ等についてヒアリング調査を行い、支援に繋げる。

II. 自然災害等発災後の対策

- ・自然災害等発生による緊急時には、支援にあたる職員の安否確認を行い、応急対策の対応可否の確認を行った上で、応急対策の方法等、方針を決定し、関係機関への連絡や、事業者への支援を行う。

(1) 応急対策等対応可否の確認

① 職員の安否確認

- ・「長岡商工会議所 BCP（事業継続計画）」に基づき、発災後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認実施責任者が安否確認を実施し、業務従事の可否等の状況把握を行う。取りまとめた情報については、当所と当市相互間で報告を行い、後に述べる方針決定の判断材料とする。

② 市内事業者等の被害状況把握

- ・市内事業者の建物・設備や周辺施設、インフラ状況等について、当所と当市が連携して大まかな被害状況等を調査し、当所、当市、新潟県との間で情報共有する。
- ・インフラ状況等の被害状況の把握が困難なものについては、主に当市が調査し、当所に情報を伝達する。

○被害状況の確認方法について

- ・危険がないと判断した場合は、巡回による事業所及び周辺の施設・インフラ等の目視確認を行う。
- ・電話等の通信機能が正常の場合は、状況を見て事業者への聞き取り調査を実施する。
- ・夜間や勤務時間外に自然災害が発生し、職員が集結していない場合には、マスメディア等により情報収集を行い、緊急連絡網を活用し、今後の対応を協議する。

○確認した被害状況の共有について

- ・事業者被害がある場合は、大まかな被害情報（事業所名、所在地、物的被害状況、事業継続の可否）を確認し、災害発生から概ね 24 時間以内に情報共有を行う。

【物的被害規模の目安】

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域に関しては、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～概ね1週間	1日に1回共有する
概ね1週間後～1カ月	必要に応じて適宜共有する
1カ月以降	状況を勘案しながら適宜共有する

- ・当市で取りまとめた「長岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、職員の安否確認による業務従事の可否や、大まかな被害状況・被害規模の状況を整理し把握した上で、応急対策の方針を決定する。

① 応急対策が可能と判断した場合

- ・「長岡商工会議所 BCP（事業継続計画）」に基づき、業務従事が可能な職員は、指定した場所（当所が被災した場合も想定）、指定した時間に集結し、更なる被害状況の情報収集や、支援方法・役割分担等について協議を行う。
- ・マスメディア等により被害状況等の情報収集を行い、対応が可能であると判断した場合には、緊急連絡網により職員間で連絡を取り集結する。

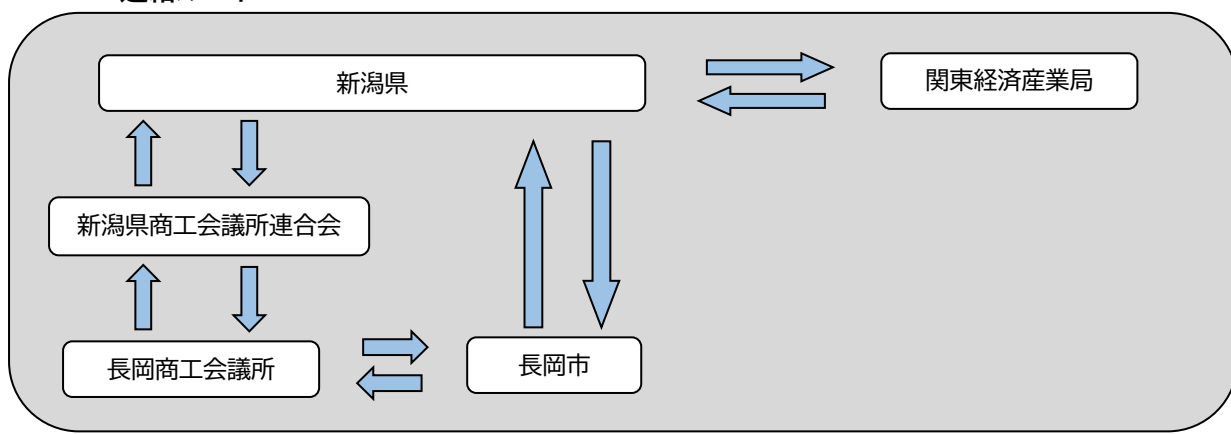
② 応急対応が不可能と判断した場合

- ・市内の被害状況が甚大であり、職員による応急対応ができないと判断した場合は、避難勧告など避難に関する情報の解除等、対応が可能であると判断できる時まで、出勤せず自宅待機とし、職員自身の安全確保を優先する。
- ・原子力災害（原発事故による放射性物質の放出）等、激甚災害が発生した場合には、本計画における応急対応は不可能と見なし、事態が収束するまでは、国の「防災基本計画」や「原子力災害対策指針」、「長岡市地域防災計画」に従い、職員の安全確保を優先することとする。

Ⅲ. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、新潟県が指定する方法にて当所または当市より新潟県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や新潟県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を新潟県の指定する方法にて、当所または当市より新潟県へ報告する。

<連絡ルート>



① 被害状況の確認方法・被害額の算定方法

- ・ヒアリングシートを用いて、当所職員が事業者への聞き取り調査、目視調査を行い、被害状況や事業継続の可否等について確認し、情報整理を行う。

(ヒアリングシート案)

事業者名	地区	業種	従業員数	被害額	被害状況	事業継続
〇〇商店	●●	小売業	〇人	〇〇万円	建物全壊、浸水により商品毀損	不可能
株式会社▲▲	■■	製造業	〇人	〇〇万円	建物一部損壊、床下浸水	可能
◆◆有限公司	■■	飲食業	〇人	不明	非難しておりヒアリングできず	不明
合計				〇〇〇万円		

- ・被害額（建物、設備、商品等）の算定については、国が参考値について公開している情報等を参考に、当市が被害額を算定し取りまとめる。

IV. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

相談窓口の開設による支援（応急対策相談窓口）

- ・直ちに応急対策相談窓口を開設し、市内事業者に対して応急対策支援にあたる。

○支援内容

- ・応急対策時に有効な被災事業者向け施策（国、新潟県、長岡市）の周知
- ・応急対策時に必要な資金調達支援（金融機関等との連携支援）
- ・事業者等の被害状況詳細を確認するための調査継続
- ・相談窓口の場所については、「長岡商工会議所 BCP（事業継続計画）」に基づき、安全性が確認・確保できた場所において開設する。
- ・具体的な支援内容や支援方法については、当市と協議し、被害状況を鑑みて決定する。
- ・激甚災害等の場合に国や新潟県から指示があった場合は、特別相談窓口を設置し、国・新潟県等と連携しながら支援を行う。

V. 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援

相談窓口の開設による支援（復旧・復興相談窓口）

- ・地域全体が甚大な被害により、復旧・復興支援が必要な場合には、当市や関係機関と協議し、事業者の復旧・復興支援に向け、応急対策窓口や復旧・復興相談窓口に切り替え支援にあたる。
- ・相談窓口の場所については、「長岡商工会議所 BCP（事業継続計画）」に基づき、安全性が確認・確保できた場所において開設する。
- ・原子力災害リスク等により、地域内での相談窓口開設が困難な場合には、一旦地域外に拠点を移し、事態が収束した時点で協議を行い、拠点を再び当市に移すこととする。

○地域外での拠点移転先

新潟県商工会議所連合会や日本商工会議所への協力要請を行い、移転先を調整する。

○主な支援内容

- ・罹災証明の発行手続き（当市）及び申請支援（当所）
- ・特別融資枠の周知・利用促進（金融機関等との連携）
- ・被災地関連の補助金活用支援（申請書類等の作成支援 等）
- ・小規模企業共済（災害時貸付）の手続き支援
- ・必要物資の調達に関する支援
- ・その他の復旧・復興に必要とする支援
- ・当地域が災害救助法における適用地域として国の指定を受けた場合には、罹災支援や特別融資枠、補助金特別枠が設けられる等の支援措置が想定されるため、国や新潟県の方針のもと、復旧・復興支援の内容・方法を協議し支援を行う。

VI. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力

- ・被害規模が激甚且つ広範囲であるため、当所職員だけでは対応が困難と判断した場合は、必要に応じて他地域の商工会議所からの支援人員の応援や、必要物資の供給等の協力要請を行う。
- ・県内他地域が被災し、新潟県等から応援派遣等の要請があった場合は、可能な限り協力する。

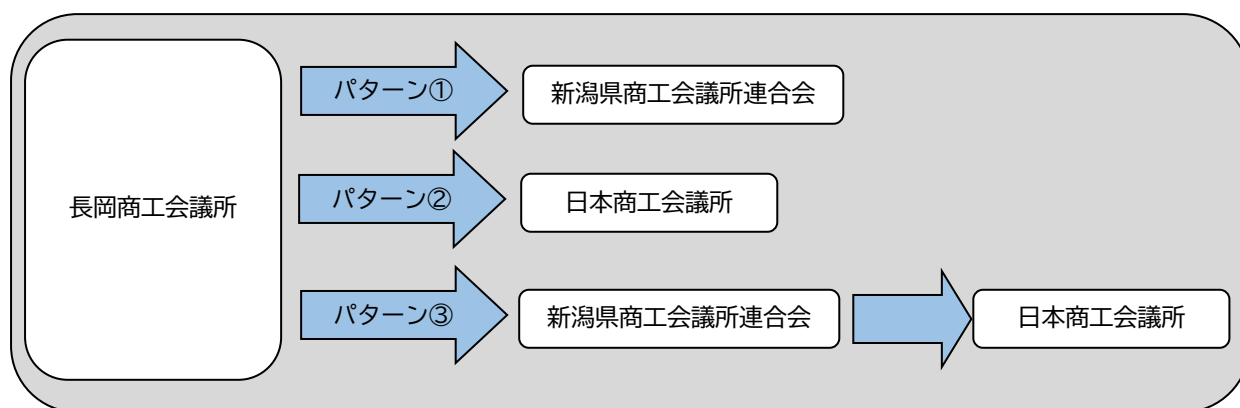
○長岡市のみが被災した場合

新潟県商工会議所連合会を通じて、県内他地域の商工会議所に支援人員応援の要請を行う。

○新潟県全体が被災した場合

日本商工会議所を通じて、県外他地域の商工会議所に支援人員応援の要請を行う。

<協力要請の流れ>



(別表2)

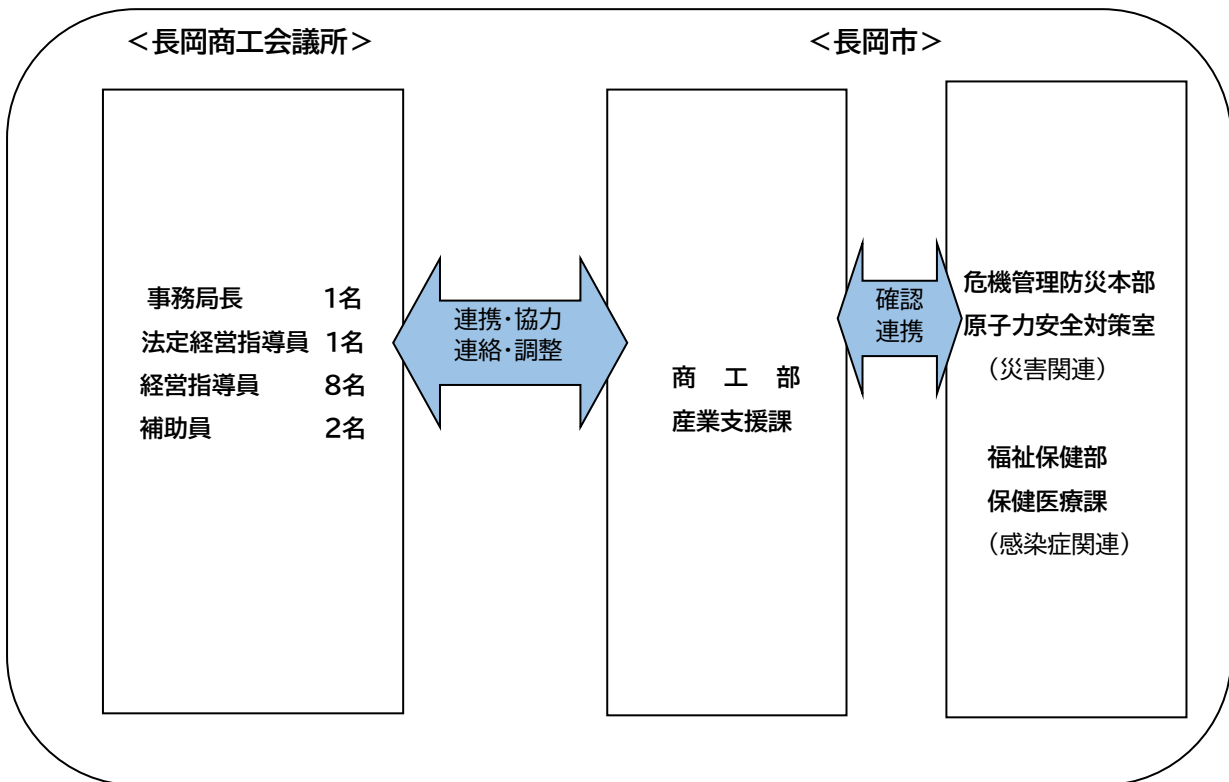
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

【連携図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

(氏名) 平澤 広栄

(連絡先) 後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

○セミナー(年1回)・相談会(年2回)・巡回訪問による事業継続力強化への取り組みに関する情報提供

・セミナーや相談会の開催、及び巡回訪問による事業継続力強化に向けた取り組み事例や必要性について普及啓発を行う。

○「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」策定に向けた事業者への指導・助言

・計画を策定中(検討中を含む)の事業者を巡回し、計画の進捗状況確認や、見直し等のフォローアップを行う。(1事業者につき半年に1回程度)

○チラシ・パンフレット等の作成・配布による情報提供

- ・市内ハザードマップや災害対策事例、事業継続力強化取り組みの必要性などを掲載したチラシやパンフレットを作成（年1回）し、事業者に配布して情報提供を行う。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①長岡商工会議所 営業推進部 経営支援グループ

〒940-0071 新潟県長岡市表町3-1-8 リナシエビル3

TEL:0258-32-4500 / FAX:0258-34-4500

E-mail:keiei@nagaokacci.or.jp

②長岡市 商工部 産業支援課

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

TEL : 0258-39-2222 / FAX : 0258-36-7385

E-mail:syougyo@city.nagaoka.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	820	570	570	570	570
・セミナー・相談会開催費	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・調査費	120	120	120	120	120
・チラシ・パンフ作成費	300	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

新潟県補助金、長岡市補助金、長岡商工会議所会費収入、長岡商工会議所事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし